

京都市上下水道局緊急工事契約取扱要綱

制定 令和7年3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市上下水道局が施行する緊急工事について、必要な事項を定めるものとする。

(緊急工事)

第2条 この要綱における緊急工事（以下「緊急工事」という。）は、自然災害又は事故若しくは故障（以下「災害等」という。）により水道施設及び公共下水道施設（以下「上下水道施設」という。）の機能が喪失し、又は支障が生じた場合において、被害の発生を防止するとともに、上下水道施設の機能を確保することを目的として、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号及び京都市上下水道局工事の請負に係る随意契約ガイドライン（以下「随契ガイドライン」という。）表中2の規定により、緊急の必要により競争入札に付することができないときに施行する工事をいう。

2 緊急工事の種類及び概要は、別表1のとおりとする。

(緊急工事の施行基準及び適用範囲)

第3条 緊急工事は、上下水道施設に生じた支障の程度に照らして、通常の工事発注に必要な設計・積算の実務、競争入札の事務手続等を経た場合に、市民生活の安全確保等に支障が生じるおそれがある等の時間的余裕がないときに施行するものとし、工事の種類ごとの施行基準は、別表2のとおりとする。

2 緊急工事は、対象施設の機能確保又は被害の拡大防止等の目的のために必要最小限の範囲で施行するものとする。ただし、緊急工事に合わせて、その対象以外の箇所の修繕等を実施することが合理的であることが明白な場合その他の京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(業者選定)

第4条 施工を担当し、工事を発注する課の長（以下「工事発注課長」という。）は、前条第1項の基準に照らして緊急工事を施行する必要があると判断したときは、京都市上下水道局契約規程（以下「契約規程」という。）第27条の3及び随契ガイドラインに基づき、業者を選定するものとする。

2 緊急工事の施行に当局の競争入札参加有資格者では提供が困難な製品や技術等が必要な場合、当該技術等を有する、当局の競争入札参加有資格者でない事業者は、契約規程第27条の3第3号に該当するものとして取り扱うものとする。

3 次の各号の緊急工事については、事前に登録した者の中から施行する業者を選定するものとし、登録の方法は、別に定める。

(1) 別表1 1(1)に該当するもの。

(2) 別表1 2(1)に該当するもの（ただし、クを除く。）。

(契約方法等)

第5条 緊急工事の契約は、随意契約とし、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

(1) 概算契約方式

施行決定（施行・支出決定を含む。）に基づく「緊急工事施工指示書」（以下「指示書」という。）及び「緊急工事施工請書」（以下「請書」という。）を取り交わしたうえで、工事を発注し、着工後速やかに当該工事に係る工事請負契約を概算金額により締結し、工事内容の確定後、改めて確定した内容による契約を締結する方式

ただし、専決により工事発注課長が契約を行う場合の取扱いは別に定める。

(2) 基本契約方式

緊急工事業者の登録期間の開始前に基本契約を締結し、施行決定に基づく指示書及び請書を取り交わしたうえで、工事を発注し、工事内容の確定後、工事請負契約を締結する方式

2 前項の契約方式は、それぞれ当該各号に掲げる工事に適用する。

(1) 概算契約方式

次号を除く全ての緊急工事

(2) 基本契約方式

前条第3項第2号に該当するもの（ただし、同号による別表1 2(1)ア、イ、ウ、エ、ケにあっては100万円以下のものに限る。）。

3 工事発注課長は、第1項各号の規定により緊急工事を発注する前に、別に定める手続及び様式により、工事の施行（契約会計課契約にあっては、支出決定を含む。）の専決権者（京都市上下水道局専決規程による専決権限を有する者をいう。）に承認を得なければならない。同号に定める工事内容の確定後の契約締結についても同様とする。

4 専決権者に事故があるときは、その職務を代理する者の承認に代えることができる。この場合において、工事発注課長は当該承認を受けた後、速やかに専決権者の確認を得なければならない。

(緊急時の特例)

第6条 大規模な災害等が現に発生しており、即時対応しなければ市民生活の安全確保に多大な支障が生じるときは、工事発注課長は、前条の規定にかかわらず緊急工事を発注することができる。この場合において、工事発注課長は発注後、速やかに前条に定める手続を採らなければならない。

(物品等の調達契約による緊急修繕等への準用)

第7条 この要綱の規定は、物品等の調達契約による緊急修繕等に準用する。この場合において、随契ガイドラインは京都市上下水道局物品等の調達に係る随意契約ガイドライン、表中2は表中5と読み替えるものとする。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めのない事項については、契約規程、随契ガイドライン及び関係法令によるほか、管理者が別に定める。

附 則 (令和7年3月14日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施前に発生した緊急工事に係る契約等の取扱いについては、なお従前の例による。

別表1（第2条関係）

1 水道関連工事

工事の種類	工事の概要
(1) 土木一式 工事	ア 疏水施設、取水施設、導水施設及び浄水施設の修繕工事及び損壊防止工事
	イ 配水池、増圧ポンプ所等の修繕工事及び損壊防止工事
	ウ 送水管、配水管及び付属設備の修繕工事
	エ 配水管等に付属する弁室等上部修繕工事
	オ その他、疏水施設及び水道施設において、緊急的に土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含まむ。）
	カ その他、水道施設に係る緊急工事
(2) 管工事	補助配水管及び給水装置の修繕、整備及び撤去に係る工事
(3) 機械設備 及び電気設備 工事	疏水施設及び水道施設における機械設備及び電気設備の修繕、整備等に係る工事

2 公共下水道関連工事

工事の種類	工事の概要
(1) 土木一式 工事・管工事	ア 下水道管の破損等に起因する道路の修復工事
	イ バイパス管設置、横断溝等の築造等の浸水対策応急工事
	ウ 道路側溝及び水路の破損した箇所を修繕する工事
	エ マンホール蓋等のがたつきやマンホール周りの段差を解消する復旧工事
	オ 雨水ますの縁塊等の破損の修繕、浸水対策のため雨水ますを応急的に築造する工事
	カ 取付管布設替、修繕工事（取付管閉塞等のため、取付管の全部又は一部を取り替える工事）
	キ 取付管機能回復工事（取付管の排水機能を回復するため新たに代替の取付管を布設する工事）
	ク ポンプ場、終末処理場その他これらに類する施設の土木施設の損傷又は不具合による緊急修繕工事
	ケ その他公共下水道施設に係る緊急工事
(2) 機械設備 及び電気設備 工事	ポンプ場、終末処理場その他これらに類する施設の機械設備又は電気設備等の故障又は不具合による緊急修繕工事

3 その他

工の種類	工の概要
(1) 当局が管理する建築物における修繕工事	建築物及び付帯設備等の破損又は不具合による緊急修繕工事
(2) 当局が管理する施設におけるしゅんせつ工事	大雨等に伴う緊急的なしゅんせつ工事
(3) その他緊急工事	上記の区分によらないその他緊急的に対応しなければならない工事

別表2（第3条関係）

1 水道関連工事

工事の種類	緊急工事を施行する基準
(1) 土木一式工事・管工事	ア 取水施設、導水施設、疏水施設の破損等によって、水道原水の確保に支障が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。
	イ 浄水施設の破損等によって、浄水処理への支障が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。
	ウ 送水施設、配水施設、給水装置の破損等によって、漏水・濁水・断水・水圧低下等、送水・配水への支障が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。
	エ 疏水施設の破損等や大雨、土砂の流入等によって、疏水の溢水等が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。
	オ 水道施設の破損等による道路交通への支障が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。
	カ 災害等により、水道施設への更なる被害が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。
	キ その他水道水の安定的な供給や市民生活への支障、市民等の生命、健康、財産等への被害が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。
(2) 機械設備及び電気設備工事	<p>ア 浄水場等の機械設備・電気設備又はそれらの運転に影響するものに故障又は不具合が発生し、各施設の主要な機能が停止又は能力を著しく低下させて運用しなければならない状況となったとき（許容範囲までの処理能力の回復が望めない等、代替措置の安全性が確認できない場合や状況を改善できない場合を含む。）。</p> <p>なお、能力の低下の程度については、市民生活への影響、水質への影響、施設・設備の安全確保等を総合的に考慮し、判断する。</p>
	イ 台風、大雨等、差し迫った危険がある場合や非常事態に対応するため、直ちに対応しなければ損害（被害）の発生の蓋然性が高いとき。

2 公共下水道関連工事

工事の種類	緊急工事を施行する基準
(1) 土木一式工事・管工事	ア 下水道管の破損や損傷等により、沈下、閉塞、溢水等が発生し、公共下水道の機能に支障が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。
	イ 排水路等の側壁や底部が損傷し、排水機能に支障が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。

	<p>ウ 下水道管の破損や損傷により、道路陥没が発生し、交通に支障が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。</p> <p>エ 豪雨時に下水道管の閉塞、溢水等が発生し、速やかに対処しなければ再度の溢水等が予見される状況であるとき。</p> <p>オ マンホール周囲の陥没又は破損が原因で、交通に支障が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。</p> <p>カ 雨水ますの蓋や縁塊、側壁、底部が損傷し、速やかに対処しなければ排水機能や道路交通に支障が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。</p> <p>キ ポンプ施設や終末処理場の破損等によって、下水処理への支障が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。</p> <p>ク その他、速やかに対処しなければ下水の排水に支障が生じる時。</p>
(2) 機械設備及び電気設備工事	<p>ア ポンプ場や終末処理場等の機械設備・電気設備又はそれらの運転に影響するものに故障又は不具合が発生し、各施設の主要な機能が停止又は能力を著しく低下させて運用しなければならない状況となったとき（許容範囲までの処理能力の回復が望めない等、代替措置の安全性が確認できない場合や状況を改善できない場合を含む。）。</p> <p>なお、能力の低下の程度については、市民生活への影響、水質への影響、施設・設備の安全確保等を総合的に考慮し、判断する。</p> <p>イ 台風、大雨等、差し迫った危険がある場合や非常事態に対応するため、直ちに対応しなければ損害（被害）の発生の蓋然性が高いとき。</p>

3 その他

緊急工事を施行する基準	
(1)	当局が管理する建築物に不具合が発生し、施設の維持管理又は周辺住民の生活環境（臭気、騒音等）に著しい支障が生じ、又は生じる蓋然性が高いとき。
(2)	災害等の状況や想定される被害の程度、代替措置の有無、施工期間等を総合的に考慮し、緊急の対応が必要と認められるとき。